

令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者登録」が始まります！

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除額の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。この制度導入後は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が発行する「適格請求書」等の保存が、仕入控除の要件となることに伴い、令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者登録」が始まります。

○適格請求書とは？

売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段で一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいいます。

記載事項は、①適格請求者発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目であることがわかるように） ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率 ⑤消費税額等

○適格請求書発行事業者登録制度とは？

- ・適格請求書を発行できるのは、適格請求者発行事業者に限られます。
- ・適格請求者発行事業者になるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。ただし、課税業者でなければ登録を受けることができません。

※適格請求者発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税業者にならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

※登録事業者の申請期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までとなります。

詳しくは、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) でご確認ください。



持続化補助金〈一般型〉

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取組む方が対象となります。

補助金額 補助対象経費の2/3（上限額50万円）

第6回受付締切：2021年10月1日（金）

第7回受付締切：2022年2月4日（金）

持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取組み、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組む方が対象となります。

補助金額 補助対象経費の3/4（上限額100万円）

第3回受付締切 2021年9月8日（水）

第4回受付締切 2021年11月10日（水）

千葉県中小企業等事業継続支援金

《支援金A》

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～令和3年8月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月と比較して30%以上減少している中小企業、個人事業者等

支給額：中小企業等 20万円、個人事業者等 10万円

《支援金B》酒類販売事業者等への上乗せ分

まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への種類の提供停止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月～令和3年8月までの期間について、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して70%以上減少した月がある酒類販売事業者等（支援金Aと重複して受給可能）

支給額

中小企業等	20万円/月	（最大100万円）
個人事業者等	10万円/月	（最大50万円）

申請期間：令和3年8月5日～令和3年12月28日

※千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象の方は支給対象外となります。

※月次支援金と重複して受給可能です。

千葉県中小企業等事業継続支援金コールセンター

☎ 0120-179-155（9:00～18:00）

月次支援金（7月分・8月分が追加されました）

1. 給付対象

- ①緊急事態措置又はまん延防止重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置又はまん延防止重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間の売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

2. 給付額

- ・2019年又は2020年の基準月の売上
ー2021年の対象月の売上

対象期間は7月～8月となります。

※中小法人は月額20万円、個人事業者は月額10万円が上限となります。

3. 申請期間

7月分	令和3年8月1日～9月30日
8月分	令和3年9月1日～10月31日

4. 申請・相談窓口

一時金支援事務局ホームページ

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>

☎ 0120-211-240（8:30～19:00）

令和3年度 長南町地域応援券

使用期限は、令和4年1月31日までとなります。

取扱店舗数は、令和3年8月20日現在85店舗となっております。

取扱店舗は、随時募集しておりますので、ご希望の方は商工会までご連絡ください。



どんな場面でも、基本的な感染防止対策を！

こまめな
手洗い・
手指消毒

マスクの着用



適度な換気



職場では
テレワークと
時差出勤